

大館市森林整備促進対策事業費補助金交付要綱

（趣旨）

第1条 この要綱は、森林資源の整備により優良秋田杉の造成や森林の有する公益的機能を高めるため、森林所有者が森林の適正な整備を行う事業に要する経費の一部を補助する大館市森林整備促進対策事業費補助金（以下「市補助金」という。）に関し、大館市補助金等の適正に関する規則（昭和62年規則第8号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

（補助対象事業）

第2条 補助金の交付対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）は、市内の森林において実施する森林整備事業であって、次の各号のいずれかに該当するものとする。

（1）森林整備事業に関する秋田県の補助金（以下「県補助金」という。）の交付決定を受けた事業のうち、次に掲げる事業（以下「県補助事業」という。）

- ア 植栽
- イ 雪起し
- ウ 下刈り
- エ 除伐
- オ 枝打ち
- カ 間伐
- キ 整理伐
- ク 森林作業道整備

（2）県補助事業に該当しない植栽（1施行地の面積が0.1ヘクタール以上、かつ、0.1ヘクタール当たりの最下限本数が200本以上であること。なお、樹種は、大館市森林整備計画に適合し、地域環境に応じた樹種を選定するものであること。）

（事業実施主体）

第3条 補助対象事業の実施主体は、次のとおりとする。

- （1）森林法（昭和26年法律第249号）第2条第2項に規定する森林所有者
- （2）森林組合及び森林法施行令（昭和26年政令第276号）第11条第6号に規定する団体

（適用除外）

第4条 この要綱の規定は、国有林、公有林、森林研究・整備機構関係森林、秋田県林業公社有林において実施する森林整備事業には適用しないものとする。

（補助金の額）

第5条 市補助金の額は、予算の範囲内において、次の各号に掲げる事業の区分に応じ、当該各号に定めるものとする。

（1）県補助事業

- ア 植栽 要した経費の100分の20以内の額で、上限額は秋田県が定める造林補助事業標準

単価(以下「標準単価」という。)に事業量を乗じて求めた標準経費の100分の20の額とし、1ヘクタール当たり150,000円以内とする。ただし、リモートセンシング技術を活用した効率的・省力的な設計・施行管理及び関連条件整備活動に要する経費については、1事業主体につき標準単価以内の額を加算する。

イ 雪起し 要した経費の100分の20以内の額で、上限額は標準単価に事業量を乗じて求めた標準経費の100分の20の額とする。

ウ 下刈り 要した経費の100分の20以内の額で、上限額は標準単価に事業量を乗じて求めた標準経費の100分の20の額とする。

エ 除伐 要した経費の100分の20以内の額で、上限額は標準単価に事業量を乗じて求めた標準経費の100分の20の額とする。

オ 枝打ち 要した経費の100分の20以内の額で、上限額は標準単価に事業量を乗じて求めた標準経費の100分の20の額とする。

カ 間伐 要した経費の100分の20以内の額で、上限額は標準単価に事業量を乗じて求めた標準経費の100分の20の額とし、1ヘクタール当たり100,000円以内とする。

キ 整理伐 要した経費の100分の20以内とする。ただし、上限額は標準単価に事業量を乗じて求めた標準経費の100分の20の額とし、1ヘクタール当たり100,000円以内とする。

ク 森林作業道整備 要した経費から、森林所有者の負担額(当該事業費の10分の1) 県補助金を控除した額とする。

(2) 県補助事業に該当しない植栽 要した経費の100分の60以内で、上限額は標準単価に事業量を乗じて求めた標準経費の100分の60の額とする。

2 補助金の額の算定に当たっては、1施行地ごとに1,000円未満を切り捨てるものとし、県補助金と市補助金を加えた補助金の総額が森林整備に係る経費を超えるときは、当該経費から県補助金を減じた額を市補助金の上限とする。

(交付の申請)

第6条 市補助金の交付を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、事業完了後、速やかに大館市森林整備促進対策事業費補助金交付申請書(様式第1号。以下「申請書」という。)に次に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。ただし、その内容が確認できるものに限り、県補助金の申請において秋田県知事に提出した書類の写しをもって、申請書に添付する書類に代えることができる。

(1) 収支精算書

(2) 内訳書(事業の経費の内訳を証する書類又はその写し)

(3) 施業図

(4) 事業の完了を証明できる写真

(5) 県補助事業にあっては、県補助金に係る補助金交付決定通知書の写し

(6) 市税等の未納がないことを証する書類(法人・団体等においては、法人・団体等及び代表者たる者に係る書類)

(7) その他市長が必要と認める書類

（完了検査）

第7条 市長は、申請書の提出を受けたときは、職員に検査員を命じて、完了検査（現地確認、事業の状況及び書類、帳簿その他必要と認めるものを調査することをいう。以下同じ。）を行わせるものとする。ただし、県補助金の申請において秋田県知事に提出した書類の写しの提出・確認をもって検査に替えることができる。

（交付の決定）

第8条 市長は、申請書の内容の審査及び完了検査により、市補助金を交付するものと決定したときは、大館市森林整備促進対策事業費補助金交付（不交付）決定兼額の確定通知書（様式第2号）により、速やかに申請者に通知するものとする。

（交付の請求）

第9条 前条の規定による交付決定の通知を受けた申請者は、大館市森林整備促進対策事業費補助金交付請求書（様式第3号）を速やかに市長に提出し、補助金を請求するものとする。

（交付決定の取消及び補助金の返還）

第10条 市長は、市補助金の交付を受けた者が次の各号のいずれかに該当するときは、市補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消し、交付した市補助金について返還を命じるものとする。ただし、公用及び天災地変その他やむを得ない事由による場合は、市補助金の交付を受けた者は、市補助金の返還の減免について、市長に協議することができる。

（1）市補助金を他の目的に使用したとき。

（2）提出書類の記載事項に虚偽があるとき。

（3）補助事業の施行方法が不適正であるとき。

（4）市補助金の交付決定の内容又はこれに付した条件に違反したとき。

（5）規則又はこの要綱の規定に違反したとき。

（6）森林整備に係る施業の完了年度の翌年度から起算して5年以内に当該事業の施行地を森林以外の用途へ転用し、又は売り渡し、及び譲り渡したとき。

（植栽後の保育）

第11条 市補助金の交付を受けた者は、植栽した苗木が良好に生育するよう努めなければならない。

（補則）

第12条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

（施行期日）

1 この要綱は、令和5年6月22日から施行する。

（大館市再造林推進事業費補助金交付要綱の廃止）

2 大館市再造林推進事業費補助金交付要綱（令和2年6月1日制定）は、廃止する。

附 則

（施行期日）

- 1 この要綱は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。
（大館市森林作業道整備支援事業費補助金交付要綱の廃止）
- 2 大館市森林作業道整備支援事業費補助金交付要綱（平成 2 4 年 4 月 1 日制定）は、廃止する。